事故は、 るか。 問題となる。 付随する安全配慮義務が しないため、診療契約に (1)に関係しない転倒(転落) 入院患者等の直接診療 、病院と患者の法律関係 すなわち、病院で看護 診療契約に関係

看護師)の責任はどうな した場合、病院(医師、 病院で転倒事故が発生 契約上の附随義務を負う。の安全に配慮すべき診療の安全に配慮すべき診療の日常生活についても関してだけでなく、患者 護師)側は、診断治療に るため、病院(医師、看 離され、その支配を離れかれ少なかれ家族等と隔

②病院の診療契約に付随 いて する安全配慮義務につ

を受けている患者は、多

医師・歯科医師のための 律 相 3

院内で患者が転倒 我 したときの賠償はどう るのか

顧問弁護士

多良法律事務所 多良 博明

> 見できる被害という結果 可能性がありながら、予 否が安全配慮義務違反を 違反が認められる。 ていた場合には安全配慮 措置を講じることを怠っ を回避するために必要な そして、上記2点の存 予見可能性と結果回

るときに、予防手段(結 た」(予測可能性) と言え かしくはないと思ってい ような事故が起きてもお ると思っていた」、「この ような事故がいつか起き してしまった時に「この 責任になるわけではない。 転倒事故もすべて病院の b) \ 実際に転倒事故が発生 回避可能性)を講じて 病院内で発生した

どこでも起こりうるので 判断する際の重要なポイ ントとなる。 転倒事故は、いつでも

いなければ病院側は責任 ③身体能力の状態 ②転倒の既往歴 ①患者の一般的属性 考慮要素としては、 ④見当識障害や認知 につい ての判断基準 `能性等を判断する上の 転倒事故に関する予見 従血の

ナースコールをする必要 指導するだけでは足りず、 ナースコールをするよう そうだとすれば、単に することが考えられる。 いて来て貰うのは恥ずか けたくない、トイレに付 ある。患者は、迷惑をか するよう指導する必要が りるときはナースコー 対しては、ベッド 倒の可能性がある患者に しいと思い、無断で行動 -から降

を免れる立証となる。 くことが、病院側が責任 いてカルテに記載してお 理解し納得したことにつ 明した内容、及び患者が 理解させる必要がある。 性について十分に説明し そして、その場合、説

性、 (3)具体 結果回避可能 的な予見可 性 能

性はなくなる。 できれば、敗訴する危険 を行っていたことが証 ラインなどに従って業務 アル(予防から対応ま 倒・転落防止対策マニュ なったとしても、ガイド で)』(都立病院医療安全 し、それが原因で訴訟に 参考資料として、 三転

活

等が挙げられる。 ⑦転倒時の具体的状況)転倒リスクの 近の歩行状況 評価

と結果回

避可能性があ

は予見可能性があったか 在するかどうかについて

安全配慮義務違反が存

たかで判断する。

能性があったかどうかを その予見可能性、結果可 するおそれがあったか、 突然に前触れもなく転倒 往歴、記銘力の低下等さ 体能力の状態、転倒の既 の歩行状況を踏まえた身 まざまな事情を考慮し、 患者の年齢、入院前

判断する。

可能性が認められれば責 任を負うことになる。 予見可能性、結果回 避

り、病棟勤務の看護師さ

頁に渡って記載されてお

するための対策法が約30

さんの転

同 テキ

ンといわれている。

東京

通して欲しいガイドライ 看護師さんに一度は目を んだけでなく、すべての

④ガイドラインに沿った 万一、患者さんが転

ページ「病院経営本部に 用いただきたい。 防マニュアル」からダウ 療安全」↓「医療事故予 ンロードできるので、 ついて」↓「報告書」↓「医 都病院経営本部のホーム 同マニュアルは、

ださい。丁寧に回答しま お困りごとをお寄せく

推進委員会·2009年

◆果京都病院経営本部

マニュアルを公開している都病院 経営本部HP

長崎保険医新聞 2022 年 3 月号掲載 ※無断転載禁止※